

■ 第4章 施策の展開

- 1 基本目標1
- 2 基本目標2
- 3 基本目標3
- 4 基本目標4

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標 1 健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくり

【評価指標と目標値】

| 評価指標 | 現状値 | | 目標値 |
|-------------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 介護予防センターにおける一般介護 予防事業の参加者数 | — | 2,508人 [※] | 6,880人 |
| 健康教室の実施回数・参加人数 | 16回 866人 | 14回 441人 [※] | 21回 1,020人 |
| シニアはつらつポイントの会員活動 実人数 | 120人 | 12人 [※] | 150人 |
| 民間企業における障害者の雇用率 | 2.29% | 2.24% | 2.30% |
| ドクターカー要請時の応需率 | 100% | 100% | 100% |

※新型コロナウイルス感染症の影響あり（事業・活動の縮小、中止など）

基本施策（1） 健康づくりの推進

[現状と課題]

平成27年（2015年）の青森県の平均寿命は、男性78.7歳、女性85.9歳でともに全国最下位、一方、令和元年（2019年）の健康寿命は、男性71.7歳で全国第42位、女性76.1歳で全国第13位となっており、本県において、平均寿命と健康寿命の延伸が大きな課題となっています。

高齢になっても、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を送るためには、市民一人ひとりが健康意識を高く持ち、若く健康なうちからそれぞれのライフステージに応じた健康的な生活習慣づくりに取り組むとともに、病気の早期発見・早期治療に努め、仮に病気になっても重症化しないための対策をとることが重要です。

そのためには、様々な機会を通じて市民の健康意識の高揚を図るとともに、介護予防や認知症予防の普及啓発、健康に関する相談体制の充実等を図り、市民が主体的に健康増進や介護予防に取り組める環境づくりを推進する必要があります。

[取組方針]

- 介護予防センターを拠点として、保健・医療・福祉の専門職による個別相談や体力測定、体操会等を実施し、介護・認知症予防の普及啓発を図ります。

- ▶ 各種健康教育や健康相談、講演会の開催等により、市民の健康意識の高揚を図るとともに、地域の健康づくりに取り組む保健推進員の育成や関係団体と連携した健康づくり事業を推進します。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|----------------|--|----------|
| 1 | 介護予防センター運営事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者自らが健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことができるよう介護予防事業及び認知症支援事業を実施する。 | 高齢福祉課 |
| 2 | 健康教育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 母子健康教育として、両親学級や小さく離乳食教室、地区健康教室等を開催する。 ▶ 成人健康教育として、市民健康づくり講座や地区健康教室を開催する。 | 健康づくり推進課 |
| 3 | 健康相談事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 母子健康相談として、マタニティ健康相談や乳幼児健康相談等を行う。 ▶ 成人健康相談として、保健師や栄養士による課内窓口での健康相談のほか、電話相談、地区健康相談等を行う。 | 健康づくり推進課 |
| 4 | 健康づくり団体等活動支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 食生活改善推進員養成研修会を開催する。 ▶ 食生活改善推進協議会と連携して健康づくりを行う。 ▶ 地域の健康づくりのリーダーである保健推進員を育成する。 | 健康づくり推進課 |
| 5 | こころの健康づくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 講演会の開催や各種広報媒体を活用し、こころの健康づくりに関する普及啓発を推進する。 | 健康づくり推進課 |



介護予防センターにおける集いの場（交流会）等の様子

| | |
|---------|-------------------|
| 基本施策（2） | 高齢者や障がい者等の社会参加の促進 |
|---------|-------------------|

[現状と課題]

市のアンケート調査では、近所付き合いの程度について、「ほとんど付き合いがない」と回答した人の割合が、60歳以上で9.3%と、5年前と比較して約2倍に増加しており、高齢者の社会的孤立が進行している状況が伺えます。

一般的に、社会的孤立は、周囲からのサポートや情報の不足、自尊感情の低下などから不健康な生活に陥りやすく、栄養状態の悪化や身体活動量の低下によって、病気になりやすいと言われており、さらには、社会的孤立の増加が、消費者被害や犯罪、孤独死の増加につながるということが指摘されています。

また、地域における住民同士のつながりの希薄化や価値観の多様化等を背景とした孤立は、障がい者やその家族にも見られ、その解消が課題となっています。

もとより、すべての市民は、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域社会を支える重要な一員ですが、高齢者や障がい者にとって、それぞれにふさわしい活躍の場が十分に確保されていないのが現状です。

そのため、高齢者や障がい者等が自らの経験や能力を生かして地域の中で活躍し、他の地域住民とつながりながら、生きがいを持って生活できる環境づくりに取り組む必要があります。

[取組方針]

- 学習機会の提供や社会奉仕活動への参加促進、老人クラブ活動への支援、就労機会の提供などを通じて、高齢者の生きがいづくりを支援します。
- 障がい者に対する市民や事業者等の理解促進を図るとともに、関係団体と連携しながら、相談体制の整備や訓練機会の確保などにより、障がい者の就労支援の充実を図ります。
- 外出時の移動手段を確保し、社会参加しやすい環境を整備します。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|---------------|--|----------|
| 1 | 鷗盟大学運営事業 | ➢ 満60歳以上の市民が入学できる2年制の大学を運営し、一般教養科目のほか、「生活福祉科」「園芸科」それぞれの課程に沿った専門科目を学習する機会を提供する。 | 高齢福祉課 |
| 2 | シニアはつらつポイント事業 | ➢ 高齢者が介護施設などで行ったボランティア活動に対して、商品券との交換や福祉団体への寄附ができるポイントを付与する。 | 高齢福祉課 |

第4章 施策の展開

| | | | |
|---|-------------------|--|--------|
| 3 | 老人クラブ活動支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進事業の経費の一部を補助する。 ▶ 老人クラブ連合会が行う運営事業費、特別事業費、健康づくり事業費、活動支援体制強化事業費の一部を補助する。 | 高齢福祉課 |
| 4 | シルバー人材センター育成・援助事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者の地域における就労やボランティア活動などを行うシルバー人材センターを支援する。 | 産業労政課 |
| 5 | 障がい者就労サポーター養成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい者雇用（予定含む）企業や障害者就労継続支援サービス事業所の関係者、その他市民等を対象に、障がいの特性や障がい者支援に関する制度について理解を深めるための障がい者就労サポーター養成講座を開催する。 | 障がい福祉課 |
| 6 | 地域活動支援センター事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う。 ▶ 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療、福祉等との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成等を実施する。 | 障がい福祉課 |
| 7 | 高齢者バス特別乗車証交付事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 70歳以上の高齢者（身体障害者手帳1～4級・愛護手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を除く）に対し、1年間利用できるバス特別乗車証を交付する。 | 高齢福祉課 |
| 8 | 障がい者バス特別乗車証交付事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 6歳以上の障がい者に対し、市営バスや南部バスの市内全線で利用できるバス特別乗車証を交付する。 | 障がい福祉課 |



シニアはつらつポイント事業研修会の様子



老人クラブ活動の様子

| | |
|---------|-----------|
| 基本施策（3） | 地域医療体制の整備 |
|---------|-----------|

[現状と課題]

当市における地域医療は、在宅当番医制や休日夜間急病診療所などの一次救急、病院群輪番制の二次救急、市民病院救命救急センターの三次救急からなる救急医療体制が円滑に運営され、近年は市民病院へのドクターカー等の配備などにより、救急医療体制の強化が図られてきました。

また、当市の医師数は、平成20年（2008年）の497人に対し、平成30年（2018年）は522人に、歯科医師数は、平成20年（2008年）の144人に対し、平成30年（2018年）は161人に、それぞれ増加しています。

このように、当市の地域医療体制は、着実に充実が図られていますが、高齢化の進行に伴う医療ニーズの増加が見込まれる中において、今後もすべての市民が、住み慣れた地域で、必要なときに必要な医療を受けられるよう、救急医療体制の充実や医療連携体制の強化を図り、質の高い医療・療養環境を整備する必要があります。

[取組方針]

- ドクターカー等の効果的な運用やAEDの普及促進などにより、救急医療体制の充実を図ります。
- 地域において市民が継続して適切な医療を受けられるよう、医療機関の機能に応じた診療提供体制を整備し、医療連携を推進します。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|------------|---|----------|
| 1 | 救急医療体制整備事業 | ➤ 医療機関・救急患者搬送機関等と連携し、初期救急から重篤・重症な救急患者まで、症状等に応じた救急医療が行える体制を整備する。 | 保健総務課 |
| 2 | AED普及促進事業 | ➤ ボランティア団体等との協働により、AED講習会を開催する。 ➤ イベント等での救命活動に備えるため、圏域内でAEDの相互利用を行う。 ➤ AED設置施設の情報提供を行う。 | 保健総務課 |
| 3 | ドクターカー運行事業 | ➤ 医師を乗せて救急現場に直行する「ドクターカー」を八戸市立市民病院に配備、運行する。 | 保健総務課 |
| 4 | 地域医療連携の推進 | ➤ 急性期の医療機関やかかりつけ医など、疾病や病態に応じた適切な医療機関の受診を推進するための周知を行う。 | 保健総務課 |

基本施策（４） 多様な働き方、生き方が選択できる環境の整備

[現状と課題]

持続可能で活力ある地域社会を形成するためには、多くの市民による主体的な社会活動への参加が不可欠であり、市民一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる環境づくりを進める必要があります。

我々が生活する地域には、性別や年齢、国籍、文化、職業、宗教、身体的特徴などが異なる様々な個性や価値観を持った市民が暮らしています。近年、男女平等や多様性への理解は、少しずつ広がっていますが、生活の様々な場面において、依然として根強い固定的性別役割分担意識が存在するほか、性的指向・性自認に関する不当な差別や偏見によって生きづらさを抱えている人が少なくありません。

こうした状況を解消するため、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、性的指向・性自認に関する理解促進に取り組み、一人ひとりの違いが個性として尊重され、家庭や職場、学校などのあらゆる場において、誰もが生きがいを持って生活できる環境づくりを進める必要があります。

[取組方針]

- 講演会の開催や様々な機会・手段を活用した積極的な情報発信により、男女共同参画に関する市民や企業の意識啓発を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。
- 研修会等を開催し、性的指向・性自認に関する市民等の理解促進を図るとともに、当事者やその家族の支援に取り組みます。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|--------------|--|----------|
| 1 | 男女共同参画情報発信事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 固定的性別役割分担意識を払しょくし、市民及び事業所の男女共同参画意識の醸成を図るため、情報誌「WITH YOU」の発行や広報・ホームページ等により、身近な場面での男女共同参画の話題提供・情報発信を行う。 ➢ 八戸商工会議所発行の「商工ニュース」にワーク・ライフ・バランスや各種休暇制度等に関する記事を掲載する。 | 市民連携推進課 |
| 2 | ロールモデルPR事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、起業や就業、社会活動等の様々な分野で活躍する方の情報を発信する。 | 市民連携推進課 |

| | | | |
|---|------------|---|-------|
| 3 | LGBT理解促進事業 | ▶ 差別や偏見のない誰もが生活しやすいまちづくりを推進するため、市民や職員を対象とした研修会等を通じて、性的指向や性自認に関する理解促進と意識啓発を図る。 | 福祉政策課 |
|---|------------|---|-------|



LGBT理解促進に向けた職員研修会の様子



男女共同参画意識の醸成を図るための情報誌「WITH YOU」

基本目標 2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制づくり

【評価指標と目標値】

| 評価指標 | 現状値 | | 目標値 |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 生活困窮者対象の就労支援による就労者数 | 181人 | 155人 | 100人 |
| 成年後見センターにおける制度利用相談等の権利擁護の相談件数 | 356件 | 278件 | 400件 |
| 市地域包括支援センター及び高齢者支援センターにおける総合相談件数 | 9,984件 | 10,949件 | 11,890件 |
| 障がい者相談支援事業所における相談支援件数 | 11,440件 | 12,307件 | 13,500件 |
| 保護観察所に登録している協力雇用主数 | 17件 | 22件 | 25件 |

基本施策 (1) 自立支援と権利擁護の推進

[現状と課題]

生活困窮に至る背景には、傷病等による長期の離職や多重債務、ひきこもり、発達障がいなどの課題を複合的に抱えていることが多く、家族や地域からも孤立し、問題が深刻化しているケースも見受けられます。生活困窮者の自立支援においては、経済的困窮の解消のみを目的とするのではなく、背景にある根本的な課題に着目した支援が求められており、個々の実情に応じた適切な相談支援と専門機関へのつながりが重要となっています。

権利擁護については、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを法律的に支援する成年後見制度の理解や周知が広がらず、十分な利用につながっていないことが指摘されています。高齢化の進行に伴い、今後、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性が一層高まっていくと考えられることから、同制度の利用促進を図っていく必要があります。

また、虐待やいじめ、配偶者等への暴力(DV)についても、個人の人権や尊厳を奪う重大な問題ですが、家庭や施設など外部から目が届きにくい閉鎖的な空間で発生していることが多く、事態が深刻化して初めて周囲が気付くといった事例もみられ、対応が難しくなっています。このため、様々な機会を通じて市民や施設職員等の意識啓発を図るとともに、関係機関等との連携体制を整備し、その防止と早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

[取組方針]

- 生活困窮者やひとり親世帯等が抱える個々の実情に応じ、住居・家計管理・就労・学習等の包括的な支援を行い、生活安定と自立促進を図ります。
- 成年後見制度の普及啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、市民後見人の養成等に取り組むとともに、専門職・関係機関の協力体制のもと、チームとして後見活動を支援する体制を強化し、同制度の利用促進を図ります。
- 虐待等に関する市民一人ひとりの意識啓発、関係機関等との連携強化に取り組み、虐待等の防止と被害からの早期救済を図ります。
- 関係部局等が連携し、生活や住宅に特別な配慮が必要な高齢者や障がい者、多子世帯等の住まいの確保を図ります。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|---|---|-----------------|
| 1 | 日常生活自立支援事業 (民間) | ➤ 高齢者や障がい者が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理の援助等を行う。 | 市社会福祉協議会 |
| 2 | 生活困窮者自立相談支援事業 | ➤ 「生活自立相談支援センター」を開設し、生活困窮者からの相談について複合的な課題の分析やその解決に向けた専門機関への適切なつなぎ、個々の状況に応じた自立支援計画の作成等の支援を行う。 | 生活福祉課 |
| 3 | 成年後見センター事業 (地域連携ネットワークの中核機関及び協議会の設置運営) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 権利擁護に関する総合相談を行う。 ➤ 成年後見ネットワーク会議を運営する。 ➤ 成年後見セミナーを開催するなど成年後見制度等に関する啓発・研修を行う。 | 高齢福祉課 障がい福祉課 |
| 4 | 成年後見制度利用支援事業 | ➤ 高齢者や障がい者などの成年後見制度利用にあたり、必要経費負担能力のない者に対して経費の一部又は全部を助成する。 | 高齢福祉課 障がい福祉課 |

| | | | |
|---|----------------------|--|-----------------|
| 5 | 市民後見推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民後見人養成研修や市民後見人フォローアップ研修を開催するとともに、市民後見人の活動支援を行う。 ➤ 市民後見人候補者への助言、後見人受任後の継続的な支援を行う。 ➤ 市民後見人の名簿管理を行う。 ➤ 成年後見制度の利用支援等に関する必要事項の調査審議を行うため、市民後見推進協議会を開催する。 | 高齡福祉課 障がい福祉課 |
| 6 | 高齡者・障がい者虐待対策ケース会議の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齡者や障がい者に対する虐待の防止及び早期発見を図り、その原因を明らかにする。 ➤ 被害者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築する。 | 高齡福祉課 障がい福祉課 |
| 7 | 児童虐待防止対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童虐待防止に関する住民向けセミナー及び専門職向けの研修会を実施する。 | こども家庭相談室 |
| 8 | 母子家庭等対策総合支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ ひとり親家庭等の自立を目的として、就職、生活援助、資格取得、学び直し、法律相談等の総合的な支援を行う。 | こども家庭相談室 |
| 9 | 市営住宅における優先入居 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市営住宅の入居に際し、多子世帯、ひとり親世帯、DV被害者世帯、障がい者世帯、高齡者世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し、優先的な取扱いを行う。 | 建築住宅課 |

| | |
|---------|-------------------|
| 基本施策（2） | 相談支援体制の充実と適切な情報発信 |
|---------|-------------------|

[現状と課題]

我が国の社会保障制度は、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった対象者ごとに量的拡大と質的发展を重ね、その充実が図られてきた経緯があり、市や関係機関等の相談窓口も、対象者の属性や相談内容に応じて設置されています。

しかしながら、近年、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（8050）、ごみ屋敷、ひきこもりなど、複合化・複雑化した課題又は制度の狭間に属する課題を抱え、従来の分野別に整理された縦割りの相談支援体制では対応が困難なケースが顕在化しています。

そのため、現在分野別に設置されている相談窓口の有機的な連携を図るとともに、関係する支援機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の整備についても、今後検討する必要があります。

また、こうした様々な課題を抱えた市民が、関連する福祉サービスについての情報を必要なときに確実かつ容易に入手することができるよう、情報発信方法の最適化が求められています。

[取組方針]

- 高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等の各相談窓口における専門職の配置や資質向上などの機能強化に取り組むとともに、他分野の相談窓口や関係機関等との連携を強化し、適切な支援や情報提供を行います。
- 複合化・複雑化した課題や制度の狭間の課題に対し、多機関が協働してチーム支援等を行う包括的な相談支援体制を整備します。
- 福祉サービスが必要な方に情報が行き届くよう、多様な媒体を活用して情報入手の選択肢を増やすとともに、対象者の特性を踏まえた確実で分かりやすい情報発信を行います。

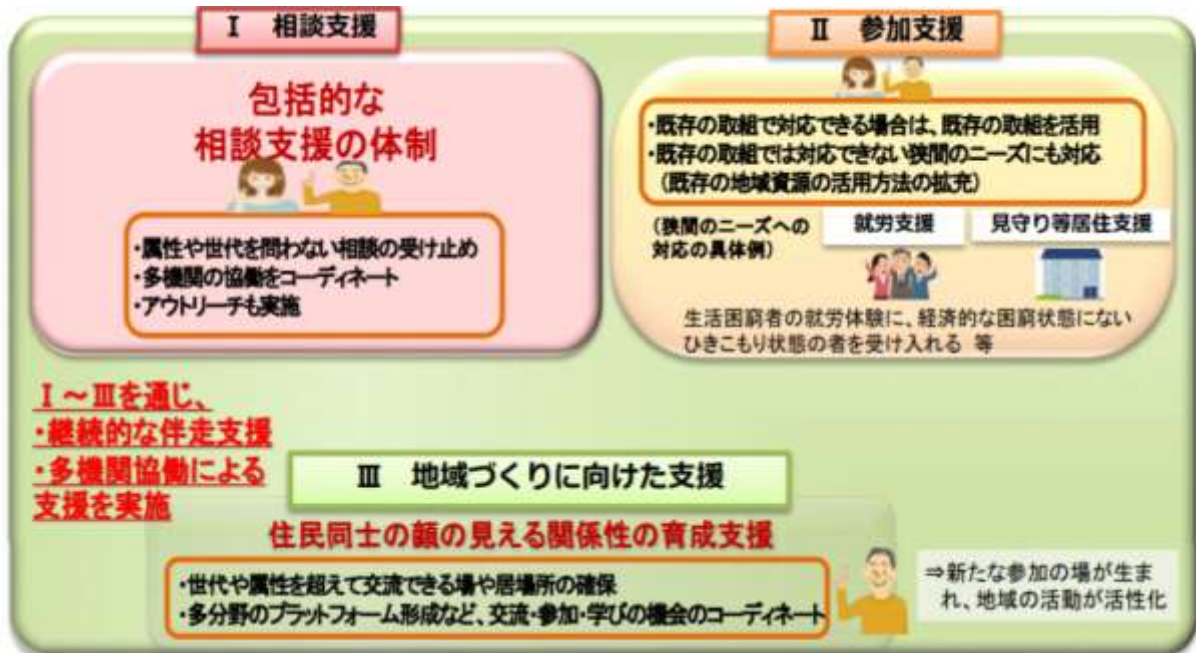
[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|----------------|--|----------|
| 1 | 地域包括支援センター運営事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内12圏域に委託型地域包括支援センターを設置し、包括的支援及び介護予防支援を行う。 ➤ 市は基幹型センターとして、委託型センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行う。 ➤ 地域住民が連携し高齢者の見守りを行う「見守りネットワーク」の立ち上げを支援する。 | 高齢福祉課 |

第4章 施策の展開

| | | | |
|---|----------------------|---|-----------------------------------|
| 2 | 障がい者相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい者が地域で自立した生活を営むことができるように、障がい者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び援助を行う。 | 障がい福祉課 |
| 3 | 地域子育て支援センター事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の認定こども園・保育所（園）への委託により、子育ての不安・悩みの相談や保護者同士が交流する場を提供する。 | こども未来課 |
| 4 | 女性健康支援センター事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 思春期から更年期に至る女性の身体的・精神的悩みや健康状態等に関する相談に対し、助言や指導などを行う。 ➤ 女性の健康週間に合わせ、講演会を開催する。 | 健康づくり推進課 |
| 5 | 八戸版ネウボラ推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 妊産婦及び乳幼児の保護者、子どものいる家庭が安心して子育てできるよう、母子保健の「健康づくり推進課（子育て世代包括支援センター）」、福祉事務所「こども家庭相談室（子ども家庭総合支援拠点）」、教育委員会「こども支援センター」の3部署が総合保健センター内においてワンストップで相談対応できるよう、子育て支援に係る保健・福祉・教育の連携強化を図る。 | 健康づくり推進課 こども家庭相談室 こども支援センター |
| 6 | 多機関協働による包括的相談支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「住民に身近な圏域」にある相談支援機関等では対応しがたい複合的かつ複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備する。 | 福祉政策課 |
| 7 | 重層的支援体制整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象者の属性を問わない包括的な「相談支援」、社会とのつながりを作る「参加支援」、地域からの孤立を防ぎ交流や活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施について検討する。 | 関係各課 |

【重層的支援体制整備事業（事業No.7）のイメージ】



資料：厚生労働省

I 相談支援

- ・本人や世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め
（介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野で実施されている既存の相談支援を一体として実施）
- ・支援関係機関のネットワークを活用し、各分野が連携して対応
- ・ネットワークの中で潜在的な相談者を見つけ、必要な支援を届ける
- ・複雑化・複合化した課題については、多機関が協働して支援

II 参加支援

- ・本人や世帯の状態に合わせ、社会とのつながりを作るための支援を実施
- ・利用者のニーズを踏まえ、地域資源とのマッチングや支援メニューを作成
- ・本人の状態や希望に沿った支援の継続に向けたフォローアップを実施

III 地域づくりに向けた支援

- ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を整備
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すため、地域の多様な主体による取組をコーディネート
- ・多様な担い手によるプラットフォームを形成し活動の活性化を図る

| | |
|----------------|--------------------------|
| 基本施策（3） | 課題解決に向けたネットワークの構築 |
|----------------|--------------------------|

[現状と課題]

虐待や配偶者等への暴力（DV）、ひきこもり、不登校、いじめ、自殺等については、様々な要因・課題が複雑に絡み合い、相互に影響し合っ引き起こるケースが多く、既存の行政の枠組みやひとつの支援機関・団体だけで対応するには限界があります。

事案の早期発見から相談、保護、自立に至る一連の支援を被害者や当事者に寄り添って切れ目なく展開するためには、庁内の部局横断的な連携はもちろんのこと、保健・医療・福祉・教育・労働その他関連施策との有機的な連携を図ることが不可欠であり、多分野にわたる関係行政機関や専門機関、民間団体等とのネットワークを構築し、相互に情報共有を図りながら連携して対応することが求められています。

[取組方針]

- 庁内の部局横断的な連携体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等の多分野にわたる関係機関・団体とのネットワークの構築と連携の強化に取り組めます。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|-----------------|---|----------|
| 1 | 虐待等防止対策会議の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 虐待等の防止に係る対策を分野横断で総合的に推進するため、保健・医療・福祉・介護・教育等の関係機関で構成する会議を開催し、庁内の分野別会議における対応体制の検証・助言等を行う。 | 福祉政策課 |
| 2 | 生活支援体制整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組（生活支援サービス）のマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置する。 ➢ 生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する協議会を開催する。 ➢ 住民ニーズの把握と自助や互助の取組を促進するため、ワークショップを開催する。 | 高齢福祉課 |
| 3 | 自殺対策ネットワーク会議の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自殺対策に関わる保健、医療、福祉、教育、商工、労働、警察、消防、民間団体等の連携強化及び情報交換を行う。 | 健康づくり推進課 |

| | |
|---------|-----------|
| 基本施策（4） | 再犯防止施策の推進 |
|---------|-----------|

[現状と課題]

近年、我が国における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加傾向にあります。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい育成環境など、社会生活を送る上で様々な困難を抱えているケースも多く、適切な支援を受けられないことが、再び犯罪を繰り返す要因になっています。

そのため、刑務所や少年院の出所者などに対し、就労や住居の確保などの支援を行い、生活安定と自立促進を図るとともに、再犯防止や更生保護に関する市民の理解を深め、地域全体で立ち直りを支える環境づくりを推進する必要があります。

[取組方針]

➤ 更生保護活動に取り組む団体を支援するとともに、当該関係団体と連携し、再犯防止や更生保護に関する市民の意識醸成を図ります。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|-----------------|---|-------------------|
| 1 | 更生保護活動への支援 | ➤ 地域における更生保護活動の中心的な役割を担う八戸地区保護司会及び保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターへの支援を行う。 | くらし交通安全課 福祉政策課 |
| 2 | 社会を明るくする運動の推進 | ➤ 再犯防止に関する意識の醸成を図るため、保護司会、更生保護女性会、BBS会、警察、拘置支所、教育委員会等と連携し、街頭啓発活動や各種媒体を用いた広報活動を実施する。 | くらし交通安全課 |
| 3 | 民間協力者や関係団体等との連携 | ➤ 保護司、更生保護女性会など、関係団体の会議等を通じて、更生保護に係る情報共有を図るとともに、市社会福祉協議会、青森保護観察所等との連携強化に努める。 | くらし交通安全課 |
| 4 | 協力雇用主への入札優遇措置 | ➤ 建設工事競争入札参加者資格審査における主観的評価項目に、保護観察所に協力雇用主として登録している企業へ加点する制度を導入するとともに、制度の周知に努め、刑務所・少年院出所者の生活安定を図る。 | 契約検査課 |

基本目標3 地域で支え合い、安心して暮らせる地域づくり

【評価指標と目標値】

| 評価指標 | 現状値 | | 目標値 |
|------------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 災害時要援護者支援に関する協定締結数 | 24件 | 24件 | 66件 |
| 地域の安全・安心見守り事業の協力事業者数 | 36件 | 38件 | 48件 |
| 市窓口での町内会加入取次件数 | 105件 | 127件 | 175件 |
| 民生委員・児童委員の定数に対する充足率 | 92.6% | 93.2% | 93.2% |
| 行政活動ボランティアの実働数 | 88,327人 | 51,108人 [※] | 80,000人 |
| 市内幹線軸 ¹ 路線数 | 12路線 | 12路線 | 12路線 |

※新型コロナウイルス感染症の影響あり（事業・活動の縮小、中止など）

基本施策（1） 防災・防犯対策の充実

【現状と課題】

近年、国内において、台風や豪雨による風水害など、気候変動の影響等によるこれまでに経験したことのない自然災害が頻発化しています。また、高齢者などの社会的弱者を狙った特殊詐欺や悪徳商法の被害も深刻化しており、市民の安全・安心を脅かす要因が増加しています。

一方で、近所付き合いを含む住民同士のつながりの希薄化が進行し、地域における助け合いや支え合い機能が弱体化しており、防災や防犯、高齢者や子どもの見守りなどといった市民の安全・安心を守る地域活動への影響が懸念されています。

市民が安全・安心に暮らせる地域づくりには、自助・共助・公助の連携が不可欠ですが、災害時の避難行動や日頃の防犯対策、消費者被害の防止においては、特に自助と共助の重要性が大きくなります。

そのため、地域住民や町内会、自主防災組織等と協力連携しながら効果的な防災・防犯対策を推進する必要があります。

¹ 沿線人口が多く、複数の路線が同一の経路を運行している、市内の移動の中核を担う重要な交通軸。

[取組方針]

- 防災意識の醸成や防災訓練の充実、避難所運営体制の整備等を推進し、防災体制を強化するとともに、災害時要援護者の避難支援や自主防災組織の育成・支援等により、地域における防災力の強化を図ります。
- 市内事業者と連携した見守り体制の構築、メール・アプリによる緊急情報の発信等により、市民の安全・安心を確保します。
- 出前講座や広報等による意識啓発、相談支援の充実等に取り組み、消費者支援の充実を図ります。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|-------------|---|----------|
| 1 | 災害時要援護者支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害時要援護者の名簿や個別避難支援プランを作成する。 ➤ 要援護者名簿等の提供を通じ、要援護者を地域で支援していく体制を構築する。 ➤ 災害時要援護者支援マップシステムを運用する。 | 福祉政策課 |
| 2 | 防災市民研修会開催事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自主防災組織、町内会、学校等が開催する防災講演会等へ講師を派遣する。 ➤ 防災に関する市民研修会を開催する。 | 防災危機管理課 |
| 3 | 自主防災組織育成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自主防災組織が防災資機材の整備に要する経費に対して補助金を交付する。 ➤ 防災活動に持続性を持たせるとともに、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動に要する経費の一部に対して助成金を交付する。 ➤ 自主防災会連絡協議会を通じて意見交換や情報共有を行い、自主防災組織相互の協力体制を構築・強化する。 ➤ 地域における防災リーダーを育成するため、自主防災組織リーダー研修会を実施する。 | 防災危機管理課 |
| 4 | 総合防災訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害発生時の防災活動が迅速かつ的確に行えるよう地域住民や防災関係機関等の参加・連携のもと、避難訓練、救助・救出訓練、避難所開設訓練等を行う。 | 防災危機管理課 |

第4章 施策の展開

| | | | |
|---|-------------------|--|----------|
| 5 | 地域の安心・安全見守り活動推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 宅配業者、タクシー会社、新聞販売店などと「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況に関する情報提供を受け、必要な対応につなげる体制を構築する。 | 福祉政策課 |
| 6 | 安全・安心情報発信事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時の避難情報や気象情報、火災情報、防犯情報、危険動物出没情報等の各種警戒情報（安全・安心情報）をメールや専用アプリで配信する。 ▶ 利用者の拡大を図るため、チラシの配布等を行う。 | 防災危機管理課 |
| 7 | 消費生活相談の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 専門の相談員を配置し、悪質商法等に係る消費生活相談を行う。 | くらし交通安全課 |



災害時要援護者の避難支援訓練の様子



消費生活相談窓口（消費生活センター）の様子

| | |
|---------|----------------|
| 基本施策（2） | 住民主体による支え合いの促進 |
|---------|----------------|

[現状と課題]

市のアンケート調査では、町内会やPTA、見守りといった地域活動への参加状況について、約半数の方が「参加・協力していない」と回答しており、地域における助け合いや支え合い機能が弱体化しています。

日常生活を送る中で直面する生活課題は、健康、医療・介護、子育て、就労などの個人やその世帯に関することから、防災・防犯、交通安全、環境、住民交流などの地域づくりに関することまで多岐にわたりますが、誰もが安心して暮らせる快適な生活環境をつくるためには、多くの地域住民に、これらの生活課題を「我が事」として捉えてもらい、支え合いの輪に加わってもらうことが重要です。

そのためには、地域福祉活動への積極的な参加を促す取組を推進することで住民同士のつながりを再構築し、住民が地域の関係者と連携して地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備する必要があります。

また、地域において、住民からの相談を対象者の属性や制度の枠組みにかかわらず「丸ごと」受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制の整備についても、併せて進めていく必要があります。

[取組方針]

- 町内会等の基盤強化を図り、地域福祉に関する住民参加を促進するとともに、住民の相互交流や活動の拠点となる場を設置するなど、住民主体の支え合いを促進します。
- 高齢者の見守りや民生委員・児童委員活動の充実を図り、地域住民と連携して地域生活課題を早期に把握できる体制を構築します。
- 住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する住民からの相談を包括的に受け止める場を整備します。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|----------------|--|----------|
| 1 | 連合町内会連絡協議会連携事業 | ➤ 八戸市連合町内会連絡協議会と連携し、町内会への加入促進や町内会の組織強化を図る。 | 市民連携推進課 |
| 2 | つどいの広場事業 | ➤ 八戸ポータルミュージアム内において「こどもはっち」を開設し、子育て親子の交流機会の提供や子育てに関する情報発信等を行う。 | こども未来課 |

第4章 施策の展開

| | | | |
|---|--------------------|--|--------|
| 3 | 地域子育て支援センター事業【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の認定こども園・保育所（園）への委託により、子育ての不安・悩みの相談や保護者同士が交流する場を提供する。 | こども未来課 |
| 4 | ファミリーサポートセンター運営事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）を登録・紹介する。 ▶ 提供会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与するための講習会を開催する。 ▶ 会員との交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会を開催する。 | 子育て支援課 |
| 5 | 民生委員・児童委員活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 民生委員・児童委員の資質向上や啓発活動に取り組む民生委員児童委員協議会と連携し、情報交換や諸問題の解決に向けた協議等を行うとともに、同協議会への運営支援を行う。 | 福祉政策課 |
| 6 | 地域における包括的相談支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民に身近な圏域において、地域住民の相談を「世帯丸ごと」、「複合課題丸ごと」、「とりあえず丸ごと」受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制を整備する。 | 福祉政策課 |



「こどもはっち」における親子向けイベントの様子

| | |
|---------|------------------|
| 基本施策（3） | ボランティア・NPO活動の活性化 |
|---------|------------------|

[現状と課題]

少子高齢化や急速な情報化の進展を背景に、個人の価値観やライフスタイルが多様化し、それに伴って、近年は、地域福祉に関する市民ニーズも「画一」から「個別」、「量」から「質」へと変化し、複雑化・多様化しています。

一方で、行政には法令の壁や公平性の原則、企業には利益性の問題があり、それぞれが提供できるサービスには限界があります。

ボランティアやNPOなどは、こうした行政や企業の手が届かない隙間のニーズの受け皿として大きな役割を果たしており、現場感覚やフットワークに優れ、それぞれの特性や専門分野において公共の一端を担っています。

子どもの食育や居場所づくり、見守り支援等を目的に運営されている子ども食堂もその一例ですが、当市においても、近年、NPOなどによる取組が積極的に展開されており、市としてもこうした子どものセーフティーネット機能を持つ活動を適切に支援していく必要があります。

また、市のアンケート調査では、住民と行政が協働して地域生活課題の解決に取り組むことについて、6割を超える方が前向きに捉えており、ボランティアやNPOによる公益的活動は、市民参加の受け皿としても期待されています。

そのため、ボランティアやNPOが活動しやすい環境を整備し、活動の活性化を図る必要があります。

[取組方針]

- ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、団体の活動支援等を行う拠点を設置します。
- 市民活動団体等が自主的に取り組む公益的活動を支援するとともに、それら団体と行政が協働して地域生活課題の解決に取り組む仕組みを整備します。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|--------------|--|----------|
| 1 | 八戸圏域住民活動促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民活動団体の拠点施設である市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」を運営する。 ➤ 公益的な活動を行う市民活動団体に対し、打合せスペースや作業スペースを提供するとともに、市民活動に関する情報などを発信する。 | 市民連携推進課 |

第4章 施策の展開

| | | | |
|---|------------------------|--|----------|
| 2 | 「元気な八戸づくり」 市民奨励金制度 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が取り組む自主的な公益性のあるまちづくり活動に対し奨励金を交付する。 | 市民連携推進課 |
| 3 | ボランティアセンター 運営事業（民間） | <ul style="list-style-type: none"> ▶ ボランティア活動に関する相談や情報提供、講座等を開催する。 ▶ ボランティア関係団体等との連絡調整を行う。 | 市社会福祉協議会 |



災害ボランティア受入れ訓練の様子



| | |
|---------|---------------|
| 基本施策（4） | 暮らしやすい生活環境の整備 |
|---------|---------------|

[現状と課題]

近年の人口減少の進行を背景として、利用者や運賃収入の減少、乗務員の担い手不足など、地域公共交通を取り巻く環境が大きく変化する中、市民の円滑な移動を支える公共交通サービスの維持・確保が難しくなっています。

一方で、高齢ドライバーの運転免許自主返納件数が増加するなど、今後も高齢者や障がい者等の「交通弱者」の増加が見込まれています。これらの「交通弱者」については、自由に外出できなくなると自宅に閉じこもりがちになり、身体機能や認知機能の低下など健康状態への悪影響が懸念されることから、移動手段の確保及び歩道や公共施設などの公共空間のバリアフリー化は重要な課題です。

また、高齢者や障がい者が日常生活の中で感じる困難には、周囲の市民の理解や関心の低さに起因するものが少なくありません。そのため、市民一人ひとりが、当事者が感じている不便や不自由について正しく理解し、意識や行動の見直しにつながるような働きかけも必要です。

[取組方針]

- 交通事業者等と協力・連携し、バス路線を維持するとともに、コミュニティバスやコミュニティタクシーを運行し、市民の移動手段を確保します。
- 歩道の拡幅や段差解消など、公共空間のバリアフリー化を推進します。
- 高齢者や障がい者への理解や配慮、思いやりについて、様々な機会や手段を活用して市民の意識啓発を図ります。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|------------------|---|----------------|
| 1 | 生活交通路線の確保 | ➤ 市民の生活に不可欠なバス路線を維持する。 | 運輸管理課 都市政策課 |
| 2 | 南郷コミュニティバス運行事業 | ➤ 南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する。 | 南郷事務所 都市政策課 |
| 3 | 南郷コミュニティタクシー運行事業 | ➤ 南郷地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティタクシーを運行する。 | 南郷事務所 都市政策課 |

第4章 施策の展開

| | | | |
|---|--------------|--|-------|
| 4 | 心のバリアフリー推進事業 | ➤ 高齢者や障がい者等への理解を促し、思いやりの心を育むため、市民等を対象とした体験型講習会等を開催するとともに、各種広報媒体を活用し、正しい知識の普及啓発を図る。 | 福祉政策課 |
|---|--------------|--|-------|



心のバリアフリーに関するパネル展示の様子



車椅子の操作介助体験の様子



基本目標4 思いやりの心と人づくり

【評価指標と目標値】

| 評価指標 | 現状値 | | 目標値 |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) |
| 65歳未満の民生委員・児童委員の割合 | 29.5% | 25.1% | 25.1% |
| 中学生・高校生のボランティア活動実績人数 | 2,034人 | 270人※ | 2,100人 |
| ほっとサロン、三世代交流会の参加人数 | 18,036人 | 6,407人※ | 18,030人 |

※新型コロナウイルス感染症の影響あり（事業・活動の縮小、中止など）

基本施策（1） 担い手の育成・支援

【現状と課題】

地域福祉活動は、町内会や民生委員・児童委員、各地区社会福祉協議会などがその中心的な役割を担ってきました。また、近年では、ボランティアやNPOなどが多様な公益的活動を展開しており、福祉ニーズの重要な受け皿となっています。

一方で、これらの活動の担い手不足が深刻な課題となっており、とりわけ、若い現役世代からの十分な参加・協力が得られていないのが現状です。

これによって、活動の担い手の固定化や高齢化といった問題が生じており、そのことが若い世代の参加をさらに遠ざけるという悪循環につながり、活動のマンネリ化や柔軟性・機動性の欠如につながっているとの指摘があります。

こうしたことから、様々な手段・機会を通じて、地域福祉に関する市民一人ひとりの意識・関心を高め、主体的に活動に関わる人材を育成するとともに、地域福祉活動を牽引するリーダーの養成・支援に取り組む必要があります。

【取組方針】

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動及び運営を支援し、地域福祉活動を担う人材・団体の活動環境を整備します。
- 研修会や講座等の開催を通じて、地域福祉活動を牽引する地域のリーダーを養成するとともに、その活動を支援します。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|--------------------|---|----------|
| 1 | 八戸市社会福祉協議会との連携及び支援 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉を推進していく上での中核機関となる社会福祉協議会と行政の密接な連携を図り、運営への支援を行う。 | 福祉政策課 |
| 2 | 民生委員児童委員研修会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 民生委員児童委員児童委員研修大会のほか、新任委員向けの研修、中堅民生委員向けの研修を開催する。 | 福祉政策課 |
| 3 | 認知症サポーター養成・活動促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 認知症サポーター養成講座を開催する。 ▶ 認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成及び活動の支援を実施する。 ▶ 認知症サポーター等で構成する支援チーム「チームオレンジ」を整備し、認知症の人やその家族のニーズに合わせた支援を実施する。 | 高齢福祉課 |
| 4 | ゲートキーパー養成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自殺のサインに気づき、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成し、一般市民等、幅広く自殺対策を支える人材を育成する。 | 健康づくり推進課 |



八戸市社会福祉協議会と市が連携して行う福祉関連事業

| | |
|---------|-----------------|
| 基本施策（2） | 福祉教育の推進と福祉意識の醸成 |
|---------|-----------------|

[現状と課題]

市のアンケート調査では、地域活動やボランティア活動について、39歳以下の若い世代の約6割が、「特に参加・協力はしていない」と回答しています。

地域福祉の推進には、何より、住民の主体的なまちづくりへの参画が重要であり、市民一人ひとりが、地域社会の一員であることを自覚し、自分の住むまちに興味を持ち、住民同士の支え合いについて理解する必要があります。また、「支え手（支える側）」と「受け手（支えられる側）」は固定した関係ではなく、その時の状況や場面に応じて、相互に支え合う関係であることも認識する必要があります。

市では、これまでも、福祉体験学習の実施や中学生・高校生のボランティア参加の促進など、次世代を担う青少年の福祉意識の醸成に取り組んできましたが、十分な効果が得られていないのが現状です。

今後、地域福祉の担い手の裾野を広げるためには、効果的な福祉教育の在り方について検討するとともに、市民が地域における支え合いの輪に参加しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

[取組方針]

- 学齢期からの継続的・効果的な福祉教育、寄附や募金の推進、広報の充実等に取り組み、地域福祉に関する意識醸成と関心の喚起を図ります。
- 学校や関係団体と連携し、小・中・高校生に、様々な分野のボランティア活動への参加機会を創出します。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|------------------|--|----------|
| 1 | 心のバリアフリー推進事業【再掲】 | ➤ 高齢者や障がい者等への理解を促し、思いやりの心を育むため、市民等を対象とした体験型講習会等を開催するとともに、各種広報媒体を活用し、正しい知識の普及啓発を図る。 | 福祉政策課 |
| 2 | ボランティア推進校事業（民間） | ➤ 地域での具体的な活動体験を通して、思いやりの心やお互いに助け合う力を育むとともに、家庭や社会への啓発を図るため、小・中・高等学校を対象にボランティア推進校を公募し、ボランティア活動に係る助成金を交付する。 | 市社会福祉協議会 |

第4章 施策の展開

| | | | |
|---|---------------|---|-------|
| 3 | 共同募金活動の推進 | ➤ 八戸市社会福祉協議会との連携により共同募金活動を推進し、寄附による社会福祉貢献への関心を喚起する。 | 福祉政策課 |
| 4 | 青少年の地域活動の推進事業 | ➤ ボランティアの活動を通して、様々な地域活動に参加し、地域社会の一員としての自覚と関心を深めるため、中・高生のボランティア登録を行い、各種団体等からの依頼に応じてボランティアの派遣を調整する。 | 教育指導課 |



赤い羽根共同募金の普及活動の様子



小学生による高齢者疑似体験の様子



| | |
|---------|----------|
| 基本施策（3） | 世代間交流の促進 |
|---------|----------|

[現状と課題]

核家族化が進み、地域住民のつながりが希薄になってきたことで、子どもが家族以外の人と日常的に交流する機会が減り、多様な価値観やそれぞれの「違い」を知ったり、理解したりする機会が失われています。

子どもが様々な世代の人と触れ合うことは、異なる価値観や考え方との出会いであり、それらとの関わりを通して、他者への説明、自分と他人の比較、感情のコントロールなどの社会的なスキルを身に付けることにつながるとともに、他者への思いやりや感謝の感情を培う貴重な機会になると考えられます。

その中でも、高齢者が持つ様々な知恵や技術等に触れることは、子どもの視野や価値観を広げ、将来、地域で活躍できる高い対応力を持った人材の育成につながることを期待されます。

そのため、子どもが高齢者等の異なる世代と気軽に交流できる機会を創出する必要があります。

[取組方針]

- ▶ 遊びや季節行事、伝統的な民俗芸能等を通じ、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる機会を創出します。

[主な推進事業]

| | 事業名 | 事業内容 | 担当課/実施主体 |
|---|------------------|--|----------|
| 1 | ほっとサロン・三世代交流事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者の閉じこもりや孤独感の解消と、介護予防のためのほっとサロンを各地区で開催する。 ▶ 三世代交流運動会、昔っこ遊び、三世代交流もちつき会、しめ飾り作りなどを各地区で開催する。 | 高齢福祉課 |
| 2 | 地域伝統芸能の後継者養成への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 無形民俗文化財の後継者養成のための事業に対し助成を行う。 | 社会教育課 |



三世代交流事業の様子